

山梨県新型コロナウイルス感染拡大防止への 協力要請及びまん延防止等重点措置

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の6第1項、第2項及び第24条第9項に基づき、令和3年9月12日まで次に掲げる感染拡大防止対策を要請します。

なお、今回の要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年8月18日

(令和3年8月24日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

I 感染拡大防止への協力要請

1 山梨県民の皆様へ（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ① 通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種など、やむを得ない事情がある場合を除き、不要不急の外出・移動を自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動してください。また、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えてください。
- ② 不要不急の都道府県をまたぐ往来は自粛するよう要請します。特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域となる都道府県への移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛するよう要請します。
やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。
- ③ 基本的な感染防止対策の行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。
会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める感染防止ルールを厳守するよう要請します。
- ④ スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

- ⑤ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を行わないよう要請します。
- ⑥ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに入りしないよう要請します。また、混雑した場所等への外出を半減するよう要請します。(措置区域のみ特措法第31条の6第2項に基づく要請)
- ⑦ 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用（ファミリーマスク）を徹底してください。
- ⑧ 帰宅時及びトイレなどの共用スペース利用の前後には、手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ⑨ 定期的（30分間に1回程度）に室内の換気をしてください。
- ⑩ グリーン・ゾーン宿泊割りは、新規受付を9月12日まで停止しますが、既に予約済みの宿泊は感染防止に十分留意して利用してください。

2 事業者の皆様へ（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② テレワークの活用や休暇取得の促進等により「出勤者数7割削減」を目指すとともにに出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう要請します。
- ③ グリーン・ゾーン認証施設においては、認証基準に基づく感染症対策の徹底はもちろん、変異株に対応した新基準への取り組みを速やかに進めてください。また、県大規模接種センターにおいて接種対象となっている事業者は、従業員に対し、ワクチンの接種を強く勧奨いただき、積極的に申請してください。
- ④ 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。
- ⑤ 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。

3 市町村長の皆様へ（特措法第24条第9項に基づく要請）

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用自粛を呼びかけること。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン

認証制度へ移行中の施設を含む。) の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めること。

- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

4 催物や会議等の開催の制限（特措法第24条第9項に基づく要請）

イベントや会議等については、可能な限り延期や中止に加え、リモート・書面開催などの方法により実施してください。

延期や中止が困難なイベントや会議等（結婚披露宴や開催が目前であるスポーツ大会、学校行事など）については、以下の感染防止対策を講じたうえで実施してください。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① マスクの常時着用 | ⑧ 食事の制限 |
| ② 大声の抑止 | ⑨ 参加者の制限 |
| ③ 手洗いの奨励 | ⑩ 参加者の把握 |
| ④ 消毒の徹底 | ⑪ 演者の行動管理 |
| ⑤ 換気 | ⑫ イベント前後の行動管理 |
| ⑥ 密集の回避 | ⑬ ガイドライン遵守の旨の公表 |
| ⑦ 身体的距離の確保 | |

詳細については、県が示す「施設におけるイベント等の開催の目安」に記載されているので確認してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



また、イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



5 学校向け（特措法第24条第9項に基づく要請）

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては、以下の内容を要請します。

- ① 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用などの感染防止対策に配慮した授業等を実施すること。
- ② 部活動・クラブ活動は必要最小限の活動に留めること。
 - ・教育内大会（※）等に参加する意向のある部活動にあっては、十分な感染防止対策を講じたうえで、1時間30分程度で校内ののみの活動とすること
 - ・関東大会、全国大会等の上位の教育内大会等への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること
- ③ 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等）は可能な限り延期すること。
これによりがたい場合は、感染防止対策を徹底の上、縮小などを検討すること。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟が主催する大会

6 県外からの観光客向け

県外在住者は、日帰り・宿泊を問わず観光・レジャーなどのために本県へ来訪しないよう要請します。

7 大規模集客施設等向け（特措法第24条第9項に基づく要請）

以下の内容により、入場者数の制限及び営業時間短縮を要請します。

①要請期間 令和3年8月18日（水）から令和3年9月12日（日）まで

②対象施設

施設の種類	内訳	要請内容
大規模集客施設	店舗面積が大規模小売店舗立地法で規定する基準面積（1,000 m ² ）を超える小売業の店舗 ※ 生活必需物資の小売関係等の店舗を除く	入場者数の制限（※）及び営業時間短縮を要請 ※繁忙期の2分の1程度の人数を目安とする。
観光施設	主要な観光施設で、別途県が指定する施設	詳細は後述の「II まん延防止等重点措置 4」を参照

II まん延防止等重点措置

1 まん延防止等重点措置の実施期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

2 まん延防止等重点措置の区域等

【措置区域】 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、山中湖村、富士河口湖町

【措置区域以外】 早川町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

3 飲食店等に対する休業又は営業時間短縮等

以下の内容により、休業又は営業時間短縮等を要請します。

(1) 対象施設 飲食店・喫茶店等(居酒屋を含む。宅配・テイクアウトサービス、ホテル・旅館の宿泊客への個別の飲食の提供を除く。)、遊興施設※(接待を伴う飲食店等)、結婚式場で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗

(2) 対象期間 令和3年8月20日から9月12日まで

(3) 対象区域と要請内容

休業又は営業時間短縮の要請	
措置区域 (特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)	措置区域以外 (特措法第24条第9項に基づく要請)
休業 〔適用される法令〕 <ul style="list-style-type: none">・5時から20時の間:特措法第24条第9項・20時から5時の間:特措法第31条の6第1項 <p>※ただし、やまなしグリーン・ゾーン認証施設は営業時間を5時～20時までに短縮することも可とする。</p>	<p>【やまなしグリーン・ゾーン認証施設】 営業時間短縮 5時から20時まで</p> <p>【やまなしグリーン・ゾーン認証を受けていない施設】 休業</p>
営業時間短縮にあたっての要請内容	
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none">・酒類の提供（持ち込み含む）を終日行わないこと・カラオケ設備を終日利用自粛すること（飲食を主として業とする店舗のみ）・従業員に対する検査を受けることの勧奨・入場をする者の整理等・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの方の退場を含む）・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知すること・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと (特措法第24条第9項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守	

※インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は休業又は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

4 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等（特措法第24条第9項に基づく要請）
 以下の内容により、営業時間短縮等を要請します。

(1) 対象地域 山梨県全域

(2) 対象期間 令和3年8月20日から9月12日まで

(3) 対象施設と要請内容

(商業施設等)

施設の種類	内訳	建築物の床面積の合計が1000m ² 超
商業施設（第7号）	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<営業時間> ・5時から19時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗（売場）を除く。
遊技施設（第9号）	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<その他> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること ・百貨店の食料品売り場など密が想定される売り場等について、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 (措置区域のみ特措法第31条の6第1項に基づく要請) ・商業施設について、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施
遊興施設（第11号） ※	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業を営む施設（第12号）	ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第31条の6第1項に基づく要請の対象となる。

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	建築物の床面積の合計が1000m ² 超
劇場、映画館等（第4号）	劇場、観覧場、演芸場、映画館等	<営業時間>
集会施設等（第5号）	集会場、公会堂	・19時までの営業時間短縮要請 <その他>
展示施設等（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること
ホテル・旅館（第8号）	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設、遊技施設（第9号）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ等	<営業時間> ・18時までの営業時間短縮要請 ただし、イベント開催の場合は19時までの営業時間短縮を要請する。なお、これによりがたい事情がある場合は、事前に県に協議すること <その他> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること
博物館等（第10号）	博物館、美術館等	

- ・イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。
- ・感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請する。
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ・飲食店等の取扱いは、飲食店に対する休業又は営業時間短縮の要請内容(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)に準じる。

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・施設内の定期的な消毒 ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進) ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の抑制（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限 ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底